○国土交通省告示第六百六十八号

河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第二十七条の八の規定により、一般財団法人水源地環境センターから令和八年四月一日付けで代表者を変更する届出があったので、登録試験実施機関に関する告示の一部を変更する告示を、同規則第二十七条の十七第二号の規定に基づき、公示する。

令和八年六月三日　国土交通大臣　金子　恭之

登録試験実施機関に関する告示の一部を変更する告示

登録試験実施機関に関する告示（平成十七年国土交通省告示第二百二十九号）の一部を次のように変更する。

次の表により、変更前欄に掲げる登録事項の傍線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる登録事項の傍線を付した部分のように改める。

変更後	変更前
五　法人である場合の代表者の氏名　藤巻　浩之	五　法人である場合の代表者の氏名　平井　秀輝

○国土交通省告示第六百六十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和六年十月三十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月三日　国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第Ｆ－731号	表面仕上材（難燃性塗料）	塗料系－7　水系グロス塗料	関西ペイント株式会社　組成の異なる仕様の追加
第Ｆ－792号	〃	塗料系－8　アルキッド系塗料＋水系グロス塗料	〃
第Ｆ－793号	〃	塗料系－9　水系グロス塗料＋エポキシ塗料	〃

○九州地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月三日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和八年六月三日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　路線名　九州横断自動車道延岡線

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
熊本県上益城郡山都町北中島字冷水一一五八番一から同町北中島字冷水一一六五番一まで	前	一四・一三～二四・九五メートル	○・○五六キロメートル
	後	一四・一三～二八・九七	○・○五六

(三)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七十一号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月三日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和八年六月三日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九州横断自動車道延岡線	熊本県上益城郡山都町北中島字冷水一一五八番一から同町北中島字冷水一一六五番一まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

国会事項

衆議院

議事日程

六月二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十七号

令和八年六月二日（火曜日）

午後一時開議

第一　郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第三　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第四　産業技術力強化法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第六　日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第七　日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第八　刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件

第九　労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議案付託

六月一日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

民法等の一部を改正する法律案（閣法第四三号）

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第四四号）

法務委員会に付託

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案（閣法第五〇号）

外交防衛委員会に付託

質問主意書転送

六月一日次の質問主意書を内閣に転送した。

福岡県議会の海外視察に関する質問主意書（北村晴男提出）（第五一号）

人事異動

内閣

○防衛大臣臨時代理解職

国務大臣

あかま二郎（赤間　二郎）

防衛大臣小泉進次郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

（岐阜地方裁判所判事補兼岐阜家庭裁判所判事補）判事補　津田　康平

願に依り本官を免ずる

（大阪家庭裁判所判事兼大阪地方裁判所判事・岸和田簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所　岡田　総司

（東京地方裁判所判事補・東京簡易裁判所判事）判事補兼簡易裁判所判事　野原もなみ

（静岡地方裁判所判事補兼静岡家庭裁判所判事補・浜松簡易裁判所判事）同　沢田　優乃

願に依り本官並びに兼官を免ずる（各通）（以上五月三十一日）

判事兼簡易裁判所判事に任命する

（岡山簡易裁判所判事）簡易裁判所判事　寺澤真由美

願に依り本官を免ずる（以上六月一日）

（公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課長）内閣府事務官（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課長）同（厚生労働省大臣官房参事官（雇用環境政策担当））厚生労働事務官　河野琢次郎　岩下　生知　山口　了子

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）